

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	・安全上重要な機器等の軽度な故障(技術基準に適合する場合) ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	・日常小修理 など

平成18年3月15日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：

No.	号機等	不適合件名	備考
1	2号機	定格出力運転中、原子炉再循環ポンプ(A)「インバータ(A)重故障」の警報が発生し、当該ポンプが自動停止したため、原因調査及び対応検討	3月14日公表済

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：

No.	号機等	不適合件名	備考
1	3号機	所内ボイラ(B)蒸気流量積算計の点検時、デジタル値の表示不良が認められたため、当該積算計を交換	
2	3号機	廃棄物処理系廃液中和ポンプ(A)の点検時、インペラとライナ間の間隙測定値に管理値外れが認められたため、ライナを交換	
3	4号機	廃棄物処理系廃液収集ポンプの点検時、インペラとマウスリング及びインペラとステージブッシュの間隙測定値に管理値外れが認められたため、マウスリング及びステージブッシュを交換	
4	4号機	所内ボイラ(B)において、バーナー前重油圧力計(PI-75-340-60B)付け根部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	
5	4号機	廃棄物処理系床ドレンサンプルポンプ(B)出口ドレン回収弁(V-20-223B)の点検時、弁座シート面及び弁棒に腐食が認められたため、当該部を修理	
6	5号機	搬出物品測定時、搬出基準の汚染密度を超える物品(配管切断機)が確認されたため、当該物品を回収及び対応検討	
7	5号機	非常用ディーゼル発電機(B)室ストームドレンサンプポンプ運転時、吐出弁(V-46-100-2B)のグランド部及び循環弁(V-46-100-4B)のフランジ部に水のにじみが認められたため、当該部を点検・調整	

その他:

No.	号機等	不適合件名	備考
8	5号機	復水脱塩装置遠方操作盤において、操作画面の映像不良が認められたため、操作盤を点検・修理	
9	5号機	高圧復水ポンプエリア局所空調機(HVH5-21・22・23)において、フィルタ(3台)に詰まりが認められたため、フィルタを交換	
10	6号機	排ガス系真空ポンプ(B)の電動機点検時、シャフト部に摩耗が認められたため、当該部を修理	
11	6号機	排ガス系循環ポンプ(B)の電動機点検時、シャフト部に摩耗が認められたため、当該部を修理	
12	6号機	タービンランド蒸気系原子炉給水ポンプ駆動用タービン(B)シール蒸気入口弁(MOV-I-5)の点検時、弁制御用ケーブルの被覆に亀裂が認められたため、当該ケーブルを交換	
13	6号機	搬出物品測定時、搬出基準の汚染密度を超える物品(アルミ箱)が確認されたため、当該物品を回収及び対応検討	
14	6号機	補助海水系ポンプ出口ストレーナ(A・B)ブロー弁(7-11D1-3)の点検時、弁体シート面等に腐食が認められたため、当該弁一式を交換	
15	集中環境施設	雑固体焼却炉(B)2次セラミックフィルタ(A・B・D)の点検・清掃において、エレメントの詰まり除去不能が認められたため、当該フィルタを交換	
16	集中環境施設	換気空調系ランドリ冷水ポンプの浸透探傷検査時、インペラ裏面に指示模様が認められたため、当該部を修理	
17	その他	海生物処理設備汚泥切出装置(A)の点検時、パドル軸の羽根溶接部に腐食が認められたため、当該部を修理	

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。
 電 話:0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで